身寄りがない事で、不安を強いられていませんか？

★身寄りがないため亡くなった後の事が心配

★施設に入所したいけど亡くなった後の対応をしてくれる身内がいない

そんなときは

宇佐市社会福祉協議会

～死後事務委任事業～

あなたが亡くなった後も生前の思いを尊重し支援します

葬儀（直葬のみ）、納骨・埋葬　家賃や施設利用料の清算
医療費や福祉サービスの清算　ライフライン・公共料金などの解約・清算
施設・アパートの原状回復費用の支払い　遺留品の処分
居室の清掃費用の支払い　行政手続きなど…

死後事務委事業とは

あなたが宇佐市社会福祉協議会に対して、亡くなった後の諸手続に関する事務等に代理権を付与して、死後事務を委任する契約（死後事務委任契約）の事です。

★ご相談下さい★

宇佐市社会福祉協議会　本所
宇佐市大字閤437番地
TEL:33－0725
FAX:33－0970

対象者

契約能力(判断能力)のある方
身寄りのない方(疎遠で支援を見込めない方を含む)
宇佐市在住･在住予定の方

内　容

生前にあなたが亡くなった後に何をしてほしいかを取り決めて契約をします
あなたが亡くなった後に依頼を受けた契約内容を実行します

あなたの状況に合わせた2つの契約

基本は**通常の委任契約(無料)**ですが、**公正証書での契約**(公証役場の手数料有)もできます

費　用

相談無料　　契約手数料無料　　年会費や毎月の会費無料

※但し、死後事務委任契約の内容を実行するための費用を事前にお預かりします

〇報酬(利用料)は、死後事務終了後の余った預り金となります

※死後事務に関しては預り金以上の費用はかかりません

おまかせ 50 万円パッケージのご案内

条件：葬儀社等の選定を含め、以下の事務を本会に一任する場合

〇葬儀（直葬のみ）　〇納骨・埋葬　〇家賃や施設利用料の清算　〇搬送先の医療費の清算
〇福祉サービスやライフライン・公共料金などの解約・清算　〇遺留品の処分
〇施設の居室やアパートの原状回復費用の支払いと引き渡し　〇行政手続き
〇その他必要と思われる事務

※持家の場合は相続財産となるため、家・土地・家財の処分等は行いません

パッケージに含まれないもの（オプションとして対応可）

法要・永代供養等の宗教行事に関する事、　葬儀社や片付け業者の希望、
納骨・埋葬に費用が発生する場合、　その他希望がある場合に必要な費用